

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(納入物品)

第2条 乙が甲に納入する物品の品名および数量(以下、「契約物品」という。)は、別紙契約物品のとおりとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(納入の通知)

第4条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物品の検査)

第5条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲の検査を受けなければならない。

2 検査の結果不良品と認められた契約物品について、乙はこれを引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

(危険負担)

第6条 前条の規定による納入の前に生じた契約物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(かし担保責任)

第7条 甲は、第4条の規定により納入を受けた後、1年以内に当該物品に隠れたかしを発見した場合は、乙の負担においてこれを代品と取り替えまたは補修させることができる。

(経費の負担)

第8条 乙は、契約物品納入に要する費用および検査のために消耗またはき損したものについては、これを負担するものとする。

(契約金の支払)

第9条 乙は第5条の規定による検査に合格した後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに料金を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第10条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、

遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第12条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第13条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
- 4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(グリーン購入)

第14条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。